


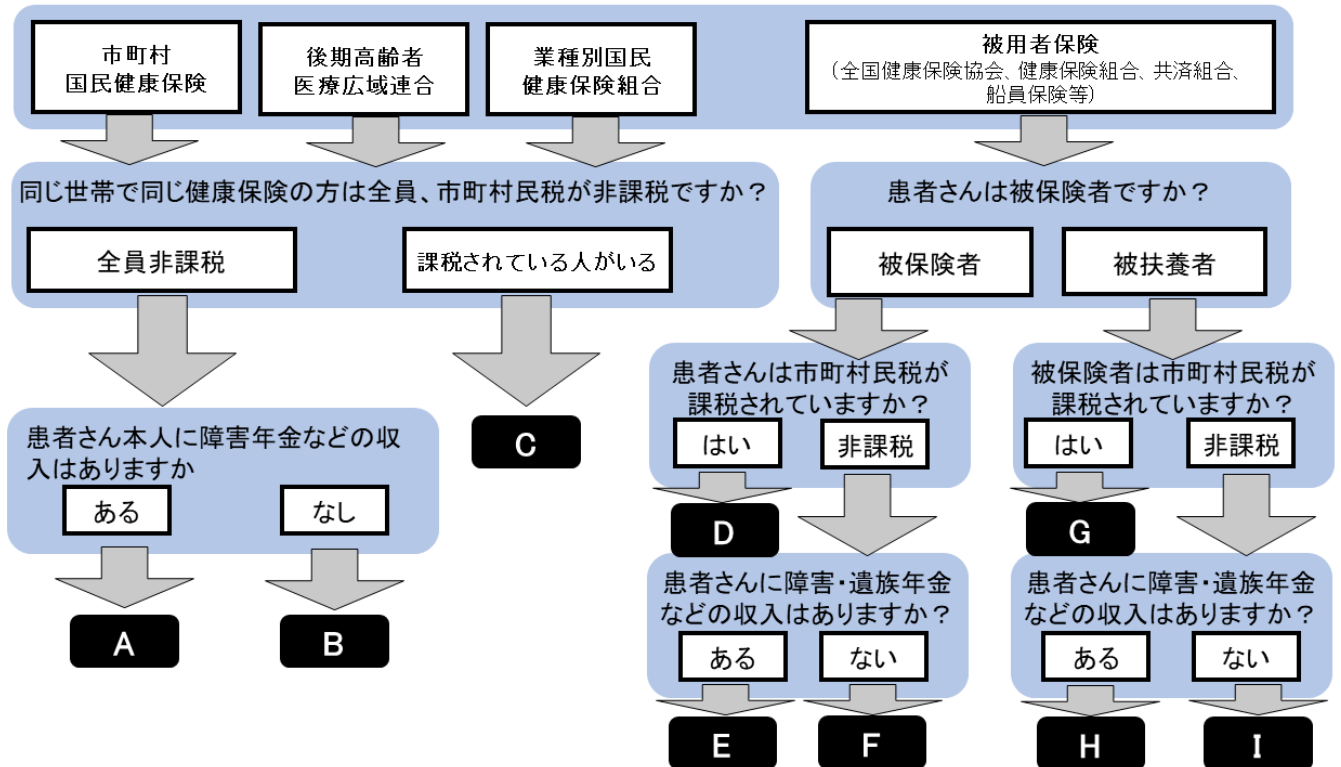
## 継続申請手続に必要な書類について

全員が提出する書類と該当者のみが提出する書類がありますので、よく御確認ください。

全員提出が必要な書類・・・1～6	
1	<b>【1】指定難病の医療給付に係る支給認定申請書</b> ※収入状況申告書が裏面にあります。市町村民税非課税の方は必ずこちらも御記入ください。
2	<b>臨床調査個人票(診断書)(記載日から6か月以内のもの)</b> ※臨床調査個人票を作成できるのは指定医(難病指定医または協力難病指定医)だけです。かかりつけ医が指定医かどうか御確認ください。 ※埼玉県外の都道府県及び指定都市が指定する指定医が作成した臨床調査個人票も有効です。 ※指定医でない医師が作成した診断書では、医療給付の申請をすることができません。 ※診断書の内容が認定要件に合致しない場合や記載不備等がある場合、医療給付の認定をすることができません。作成を依頼する際は、要件等について指定医に御確認ください。 ※診断書作成に係る文書料は医療給付の対象となりません。 ※一部疾病には、CTなどの添付資料が必要です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">埼玉県 難病指定医 </div>
3	<b>世帯全員の記載がある住民票(申請日から1年以内に発行されたもの)</b>
4	<b>健康保険者証のコピー</b> ・資料番号【3】「添付書類台紙」に貼って提出してください。 ※患者以外にコピーが必要な場合がございます。詳細は次ページを御確認ください。 ※健康保険証は、申請日時点で有効なものに限ります。
5	<b>令和5年度市町村・県民税課税(非課税)証明書(原本)</b> ・(市町村民税非課税の場合) 資料番号【1】「指定難病の医療給付に係る支給認定申請書」の裏面にある収入状況申告書の記入及び同書記載の書類が必要です。 ※必要な課税証明書は、患者本人のみとは限りませんので、必ず次ページを御確認ください。
6	<b>自己負担上限月額管理票(黄色い手帳)のコピー</b> ・申請月から遡って12か月前までの医療費記入済みのページをコピーし、資料番号【2】「管理票等写し提出用紙」を先頭につけて提出してください。 ・小児慢性特定疾病の受給者の方は、その管理票のコピーも併せて提出してください。
該当者のみ提出が必要な書類・・・7～10	
7	<b>生活保護等受給者、境界層該当者であることを証明する書類</b> ・福祉事務所で発行される生活保護受給証明書、境界層該当者であることを証明する書類、中国残留邦人等の支援給付を証明する書類
8	<b>下記該当受給者証のコピー ※申請手続き中の場合は、当該申請書のコピー</b> ・患者と同じ健康保険の方で難病の受給者がいる場合、その方の受給者証のコピー ・患者又は、患者と同じ健康保険の方で小児慢性特定疾病医療の受給者がいる場合、その方の小児慢性受給者証のコピー
9	<b>現在お持ちの受給者証の内容に変更のある方の書類</b> 「継続申請のお知らせ」を確認してください。
10	<b>人工呼吸器装着としての申請をされる方の書類</b> 「継続申請のお知らせ」を確認してください。

# 患者さんはどの健康保険証をお持ちですか？

前ページ4と5は、患者さんがお持ちの健康保険証により提出していただく書類が異なります。



4 必要とする健康保険証		5 必要な課税証明書及び年金等の収入がわかる証明書類	
A	同じ世帯の方で 同じ健康保険の方 全員分のコピー	・同じ健康保険の方全員分の課税証明書	A
B		・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書(※)	
C		・同じ健康保険の方全員分の課税証明書	C
D	患者さん (被保険者)分 のコピー	・患者さんの課税証明書	D
E		・患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書(※)	E
F		・患者さんの課税証明書及び収入状況申告書(※)	F
G	患者さん分 のコピー	・被保険者の課税証明書	G
H		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書(※)	H
I		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書(※)	I

※収入状況申告書は資料番号【1】「指定難病の医療給付に係る支給認定申請書」の裏面にあります。